

宮城県公報

宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規則

ページ

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会政策課) 一
- 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) 二
- 森林法施行細則の一部を改正する規則 (森林整備課) 三

訓令

- 勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 三

告示

- 国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 四
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 四
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 () 五
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 () 五
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 () 六
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 () 六
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 () 六
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 六
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 () 七
- 昭和四十二年宮城県告示第五百二十七号(奨励品種の指定)の一部改正 (農産園芸環境課) 七
- 県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 九

保安林の指定

○道路の区域変更(三件) (森林整備課) 九

○道路の供用開始(二件) (道路課) 九

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一〇

○都市計画事業の認可(三件) () 一〇

○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) () 一一

○土地区画整理組合の理事についての届出 () 一二

○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) () 一二

○造成宅地防災区域の指定 () 一三

○宮城県美術館特別展「ゴッホ展」に係る観覧料の徴収事務の委託 (教育庁生涯学習課) 一四

○指定試験機関の名称の変更の届出 () 一四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 () 一五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(二件) () 一五

○開発行為に関する工事の完了 () 一五

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則 () 一六

公安委員会 () 一六

○宮城県規則第十一号 () 一六

規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第十一号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第48条第2項」を「第48条の3第2項」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日誌及び社会福祉を総合的に支援するための法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則（平成十一年宮城県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表に次のように加える。

スマートフォン開放室	一時間につき	五〇〇円
------------	--------	------

別表第一二号の表材料加工関連機器の項中

A E計測解析装置	一時間につき	九五〇円
加工特性評価システム	一時間につき	三、四〇〇円

加工特性評価システム	一時間につき	三、四〇〇円
------------	--------	--------

超音波厚さ計	一時間につき	九〇〇円
--------	--------	------

超音波厚さ計	一時間につき	九〇〇円
衝撃試験装置	一時間につき	六〇〇円
マイクロフォーカスX線CT装置	一時間につき	三、〇〇〇円
マイクロフォーカスX線透過装置	一時間につき	一、八〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

回路図設計支援ツール	一時間につき	五〇〇円
シンセサイズドシグナルソース	一時間につき	五〇〇円

回路図設計支援ツール	一時間につき	五〇〇円
------------	--------	------

表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

インキュベータ	一時間につき	二五〇円
---------	--------	------

インキュベータ	一時間につき	二五〇円
サイレントカッター	一時間につき	五〇〇円
採肉機	一時間につき	五〇〇円
卓上型万能高速カッター・ミキサー	一時間につき	五〇〇円
食品脱水機	一時間につき	五〇〇円
魚体処理機	一時間につき	五〇〇円
腸詰機	一時間につき	五〇〇円
スチームコンベクションオープン	一時間につき	八〇〇円
両面焼成調理機	一時間につき	五〇〇円
卓上型小型包あん機	一時間につき	五〇〇円
小型レトルト殺菌装置	一時間につき	五〇〇円
減圧加熱調理機	一時間につき	四〇〇円

を

に改め、同

缶詰巻き締め機	一時間につき	四〇〇円
食品熱量測定装置	一時間につき	五〇〇円

に改め、同表分析・測定関連機器の項中「エネルギー分散型蛍光X線分析装置（SEA）」を「エネルギー分散型蛍光X線分析装置（EDXRF）」に、「全自動波長分散型蛍光X線分析装置（XRF）」を「全自動波長分散型蛍光X線分析装置（WDXRF）」に改める。

別表第二第一号の表材料試験の項中

衝撃試験	一件につき	二、〇〇〇円
------	-------	--------

を

衝撃試験	一件につき	二、〇〇〇円
X線CT検査	一件につき	一〇、四〇〇円
X線透過検査	一件につき	五、五〇〇円

に改め

同表放射能・放射線測定を次のように改める。

放射能・放射線測定	濃度測定	一測定につき	一八、八〇〇円
	表面汚染測定	一件につき	三、二〇〇円

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成十二年宮城県規則第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二条第二号」を「第四条第二号」に改める。

第十条第一項中「第十五条第二項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十五条第二項第二号」を「第四十八条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第十五条第二項第三号」を「第四十八条第二項第三号」に改める。

第十二条第三項中「第十九条」を「第五十一条」に改める。

第十五条第一項中「第二十二条の十五第一号」を「第七十二条第一号」に改め、同条第二項中「第二十二条の十五第二号」を「第七十二条第二号」に改める。

第十八条中「第二十二条の八第二項」を「第六十条第二項」に、「第二十一条の十一第一項」を「第六十三条第二項」に、「第二十二条の十三第一項」を「第六十五条第一項」に改める。

様式第十七号中「第22条の15第1号」を「第72条第1号」に改める。

様式第十七号の二中「第22条の15第2号」を「第72条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 改正前の森林法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の森林法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表に第一号として次の一号を加える。

- 公文書館に勤務する職員

告 示

別表第三中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。
 附 則
 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

適用職員	勤務時間数	勤務時間の割振り		週休日
		区分	勤務時間	
全職員	四週間を平均し、一週間当たり三十八時間四十分	日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	一時間とし、その制限は、業務の実情に依り館長が定める。
				四週間を通じ八日

○宮城県告示第二百号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
名取市

二 調査を行った時期

平成二十一年度から平成二十二年度まで

三 成果の名称

名取市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

名取市愛島笠島字五社山、同字外山、同字一ツ森、愛島北目字外山、同字立石山、同字名子山、同字子落山

五 認証年月日

平成二十五年三月十五日

○宮城県告示第二百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病院	柴田郡川崎町大字前川字北原二三の一	平成二十五年三月十七日	平成二十八年三月十六日
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東妻書二〇	平成二十五年二月十四日	平成二十八年二月十三日

○宮城県告示第二百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇二三八	ケアセンター万葉苑 石巻市蛇田字新金沼百八十五番地一	社会福祉法人向陽会	平成二十五年一月一日
○四七〇二〇二三四	ヘルパーステーションあた たか石巻 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日
○四七〇二〇二三六七	介護ヘルパーズ（オズ） 石巻市和瀬字北和瀬二番二一十五番地	株式会社ほたるの宿	平成二十五年二月一日
○四七一一三〇一六二二	株式会社おんりいケア 栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	平成二十五年二月十五日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六〇二九〇二三三	ナースステーションあたたか石巻 石巻市駅前北通り十四番二一十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日

三 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二二三〇〇	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問リハビリステーション石巻あけぼの石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番一	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十五年一月一日
--------------------------	---	---------------------------	---------------------

四 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇七八一	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンターエビス倶楽部玉川塩竈市玉川三丁目八番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社横津	指定年月日 平成二十五年一月一日
〇四七二二〇一一四四	茶話本舗デイサービス大河原亭柴田郡大河原町東桜町三番地十八	株式会社アガツマ	平成二十五年一月一日
〇四七〇九〇〇六二二	悠泉デイスポーツ多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	株式会社紅葉	平成二十五年一月二十二日
〇四七〇二〇二三四二	デイサービス緑じよい石巻石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日
〇四七一〇〇四九五	ライフクオリティ岩沼岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王ズライフクオリティ	平成二十五年二月一日
〇四七一四〇〇六六三	デイサービスぬくもり東松島市牛網駅前二丁目六十番地十一	株式会社フェニックスエレメント	平成二十五年二月一日
〇四七二七〇一〇八五	やわらぎ黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十五年二月一日
〇四七三二〇〇八六五	デイサービス喜楽遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	平成二十五年二月一日

〇宮城県告示第二百三三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二二三一八	事業所の名称及び所在地 ケアセンター万葉苑石巻市蛇田字新金沼百八十五番地一	事業者の名称 社会福祉法人向陽会	指定年月日 平成二十五年一月一日
〇四七二七〇一〇九三	なごみな黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十五年一月一日
〇四七〇二〇二二三二六	ケアプランセンターあたたか石巻石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日
〇四七二二〇一六一四	居宅介護支援事業所おんりプラン栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	平成二十五年二月一日

〇宮城県告示第二百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二二三一八	事業所の名称及び所在地 ケアセンター万葉苑石巻市蛇田字新金沼百八十五番地一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人向陽会	指定年月日 平成二十五年一月一日
〇四七二二〇一〇三三四	ヘルパーステーションあたたか石巻石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日
〇四七〇二〇二二三六七	介護ヘルパーズ（オズ）石巻市和瀬字北和瀬二番一十五番地	株式会社ほたるの宿	平成二十五年二月一日
〇四七二二〇一六一二	株式会社おんりわんケア栗原市築館薬師一丁目一番二十六号	株式会社おんりわん	平成二十五年二月十五日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇二九〇一三三三	事業所の名称及び所在地 ナースステーションあたたか石巻 石巻市駅前北通り十四番二十一号	事業者の名称又は氏名 株式会社東北ゆうあい	指定年月日 平成二十五年二月一日
--------------------------	---	--------------------------	---------------------

三 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 〇四七〇二二〇三〇〇	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問リハビリステーション石巻あけぼの 石巻市蛇田字五軒屋敷二十三番一	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十五年一月一日
-------------------------	---	---------------------------	---------------------

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇七八一	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンターエビス倶楽部玉川 塩竈市玉川三丁目八番六号	事業者の名称又は氏名 株式会社横津	指定年月日 平成二十五年一月一日
〇四七〇九〇〇六二二	悠泉デイスポーツ 多賀城市留ヶ谷三丁目二十三番九号	株式会社紅葉	平成二十五年一月二十二日
〇四七〇二二〇三三四一	デイサービス緑じよい石巻 石巻市駅前北通り一丁目十四番二十一号	株式会社東北ゆうあい	平成二十五年二月一日
〇四七一〇〇四九五	ライフクオリティ岩沼 岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王スライフクオリティ	平成二十五年二月一日
〇四七二七〇一〇八五	やわらぎ 黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十五年二月一日
〇四七三二〇〇八六五	デイサービス喜楽 遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	平成二十五年二月一日

〇宮城県告示第二百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二二〇〇五六	事業所の名称及び所在地 有限会社井上技建めだか訪問介護センター 石巻市元倉二丁目一番九号	事業者の名称又は氏名 有限会社井上技建	廃止年月日 平成二十五年二月二十八日
-------------------------	--	------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第二百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇〇五八八	事業所の名称及び所在地 セントケアけせんぬま 気仙沼市田中前四丁目四番地八	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	廃止年月日 平成二十五年一月三十一日
-------------------------	---	---------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇二二〇〇五六	事業所の名称及び所在地 有限会社井上技建めだか訪問介護センター 石巻市元倉二丁目一番九号	事業者の名称又は氏名 有限会社井上技建	廃止年月日 平成二十五年二月二十八日
-------------------------	--	------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第二百八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

同	もち稲	もち稲	同	同	同	同	同	同
九東 号北 糯一 九	ヒメノモチ	ヒメノモチ	たきたて	美山錦	たきたて	号東 北一 九四	まなむすめ	まなむすめ
号東 北糯 一六 一	こがねもち	こがねもち	東北 北一 五三 三三 号	異なる による 突然変 異	たかね 線錦の 処理方	ひサ とめ ぼシ キ	ひチ ヨニ シキ	ひチ ヨニ シキ
平二 五	昭五 三	昭五 三	平一 三	平元	平一 三	平二 五	平九	平九
八・ 一	八・ 二五	八・ 二五	八・ 三	八・ 八	八・ 三	八・ 〇七	八・ 一〇	八・ 一〇
九・ 二八	九・ 二五	九・ 二五	九・ 二五	九・ 一九	九・ 二五	九・ 二五	九・ 二〇	九・ 二〇
型偏 中稈 重	型偏 中稈 重	型偏 中稈 重	型偏 稈や 穂数 長	穂長 重稈 型	型偏 稈や 穂数 長	穂中 数稈 型	中中 間稈 型	中中 間稈 型
強や や	中	中	強や や	弱	強や や	弱や や	強や や	強や や
太や や	太	太	中	太	中	中	太	太
褐や や 少 ・	黄稀 白・ 短・	黄稀 白・ 短・	短少 ・ 黄や 白	無・ 黄白	短少 ・ 黄や 白	白少 ・ 短・	短や ・ 黄少 ・ 白	短や ・ 黄少 ・ 白
上ノ 下	上ノ 中	上ノ 中	上ノ 下	中ノ 上	上ノ 下	上ノ 下	上ノ 上	上ノ 上
陸湾 沿岸 及 三	丘陵 平 北 部 西 南 部	山間 高 西 部 冷 地	下帯 を 除 高 く 冷 地	のび 北 部 西 部 平 丘陵 及	下帯 を 除 高 く 冷 地	地仙 平 北 部 西 部 平 丘陵 及	坦岸 及 低 部 西 部 標 三 と の 陸 高 平 沿 る 地	坦岸 及 低 部 西 部 標 三 と の 陸 高 平 沿 る 地
抵抗 性 強 極 強 も ち 耐 病	性良 強質 、 多収 、 耐冷	性良 強質 、 多収 、 耐冷	やい 耐倒 強も ち伏 、耐 病性 抵抗 性強 や	造大 好粒 適・ 心白 多く 酒	やい 耐倒 強も ち伏 、耐 病性 抵抗 性強 や	良耐 食冷 味性 極強 、良 質、	強強 いも ち病 極耐 冷性 抵抗 強、 食味 強、 極性	強強 いも ち病 極耐 冷性 抵抗 強、 食味 強、 極性
			動口 一入 含有 率が 変	耐倒 伏性 弱	動口 一入 含有 率が 変	性弱 いも ち病 抵抗 弱、 白葉 枯病 抵抗	弱白 葉枯 病抵 抗弱 性が	弱白 葉枯 病抵 抗弱 性が

に改める。

を

に

を

に

を

第三号の表中

あやこがね	ホウレイ	平一	八・三	一〇・二二	草蓐状	難	中	白	八五	四・二	四八	黄	黄	球	上	山間高冷地を 除く県下	中生、良質、多収、ダイズ モザイク病抵抗性強、晩播 適応性大
コスズ	納豆小粒の放射線突然変異系統	昭六二	八・五	一〇・一〇	草蓐状	少	中	白	九二	六・五	一一一	黄	黄	球	中	県下一円	中生、極小粒、晩播適応性 大

を

あやこがね	ホウレイ	平一	八・三	一〇・二二	草蓐状	難	中	白	八五	四・二	四八	黄	黄	球	上	山間高冷地を 除く県下	中生、良質、多収、ダイズ モザイク病抵抗性強、晩播 適応性大
東北一六四号	フクシロメ刈系六二三号	平二五	七・二七	一〇・一五	草蓐状	難	中	白	七三	七・七	五九	黄白	黄	偏球	中	山間高冷地を 除く県下	中生、良質、耐倒伏性強、 ダイズモザイク病抵抗性強

に改める。

○宮城県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営荒浜北部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十二日から平成二十五年四月十九日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字坂本六三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり「は」省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三百四十六号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	六・五 四七・五	四、二二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する
大崎市鹿島台広長字内ノ浦二四七番地先から 同市鹿島台木間塚字小谷地二七番一 地先まで	後A	六・五 四七・五	四、二二〇・〇	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後B	二二・四 四六・〇	三、七三三・〇	

○宮城県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 北上津山線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	五・五 九〇・〇	一、八〇〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字上大須無番地先まで	後A	五・五 九〇・〇	一、八〇〇・〇	敷地の区分をいう。
	後B	六・五 九〇・〇	一、八〇〇・〇	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 北上河北線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前A	六・五 八・一	四、二二一・七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
石巻市北上町橋浦字上大須無番地先から 同市中野字龍源寺山無番地先まで	後A	六・五 八・一	四、二二一・七	敷地の区分をいう。
	後B	六・五	四、二二一・七	

○宮城県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十六号	大崎市鹿島台広長字内ノ浦二四七番地先から同市鹿島台木間塚字小谷地二七番一地先まで	平成二十五年三月二十三日午後四時

○宮城県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上河北線	石巻市中野字島越前無番地先から同市中野字龍源寺山無番地先まで	平成二十五年三月二十二日

○宮城県告示第二百十八号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画下水道

2 名称 山元町特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

白石都市計画道路事業

2 名称

三・五・九号白石沖西掘線

三 事業施行期間

平成二十五年三月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県白石市字沢目、字堂場前、字寺屋敷前及び字不澄ヶ池地内

2 使用の部分

宮城県白石市字堂場前及び字寺屋敷前地内

○宮城県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

美里町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画公園事業

2 名称

二・二・二〇八号 駅東一号公園

三 事業施行期間

平成二十五年三月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県遠田郡美里町駅東一丁目四十四番地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

<p>四 事業地</p> <p>「平成二十七年九月三十日まで」に変更する。</p> <p>三 事業実施期間 三・三・三十一号 石巻工業港曾波神線</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 石巻広域都市計画道路事業</p> <p>一 施行者の名称 石巻市</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 大崎広域都市計画公園事業</p> <p>二 名称 二・二・二一〇号 駅東三号公園</p> <p>三 事業実施期間 平成二十五年三月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 宮城県遠田郡美里町駅東三丁目二十一番地内</p> <p>二 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百二十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十五年三月二十二日</p>
<p>一 施行者の名称 仙台市</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 収用の部分 変更なし</p> <p>二 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百二十三号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十五年三月二十二日</p> <p>一 施行者の名称 岩沼市</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>二 名称 三・四・百七十号朝日竹の里線</p> <p>三 事業実施期間 「平成二十二年十月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで」を、「平成二十二年十月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。</p> <p>四 事業地 1 収用の部分 変更なし</p> <p>二 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第二百二十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十五年三月二十二日</p>

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・六・三号 青葉山公園

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百二十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十五年三月二十二日

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所の所在地

石巻市蛇田字新大塚三百五十四番地一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

氏 家 賢 壽 石巻市蛇田字新金沼十番地一

小 川 長 太 郎 石巻市蛇田字新大塚三百五十三番地一

鹿 又 秀 弥 石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地

酒 井 恒 雄 石巻市蛇田字新金沼三百九十一番地一

庄 司 健 一 石巻市蛇田字金津町十一番地一

伏 見 圭 志 石巻市あけぼの二丁目十五番地六

水 沼 満 石巻市蛇田字新大塚二百四十七番地六

横 山 一 藏 石巻市蛇田字上谷地二十八番地

吉 田 和 夫 石巻市蛇田字埴寺十二番地

渡 邊 理 紀 雄 石巻市蛇田字新金沼三百五十九番地一

○宮城県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

一 施行者の名称

女川町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

女川町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成九年三月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

一 施行者の名称

松島町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 名称 「松島観光都市計画下水道事業」を「仙塩広域都市計画下水道事業」に変更する。

松島町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十年二月二十六日から平成二十五年三月三十一日まで」を「昭和六十年二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十二日

一 施行者の名称

大崎市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年三月三十日から平成二十五年三月三十一日まで」を「昭和四十七年三月三十日から平成二十六年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百二十九号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第一項の規定により、次の区域を造成宅地防災区域として指定する。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市母子沢町百二十番一、百二十番四十二、百二十番四十三、百三十一番二十三、百三十一番二十七、百三十一番三十、百三十一番三十一、百三十一番三十四、百三十一番三十五、百三十一番三十九、百三十一番四十七、百三十一番四十八、百三十一番四十九、百三十一番五十、百三十一番五十二、百三十一番五十三、百三十一番五十四、百三十一番五十五、百三十一番五十七、百三十一番五十八、百三十一番五十九、百三十一番六十、百三十一番六十一、百三十一番六十二、百三十一番六十三、百三十一番六十四、百三十一番六十八、百三十一番六十九及び百三十一番七十並びに百二十番四十、百二十番四十一及び百三十二番六十七の各一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（土木部建築宅地課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「ゴッホ展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十五年三月四日次のとおり委託した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋二丁目二番二十八号
株式会社河北新報社

仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号
株式会社仙台放送

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二

みやぎ生活協同組合

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

地方職員共済組合宮城県支部

仙台市青葉区五橋一丁目一番一号

東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

二 委託期間

公 告

平成二十五年三月十五日から平成二十五年五月二十五日まで

○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の四第二項の規定により、指定試験機関から、次のとおりその名称を変更する旨届出があった。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定試験機関の名称

財団法人行政書士試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の名称

一般財団法人行政書士試験研究センター

三 変更しようとする年月日

平成二十五年四月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県拓桃医療療育センター清掃等維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札を決定した日 平成二十五年三月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 キョウワプロテック株式会社 仙台市青葉区中央一丁目九番二十七号

五 落札金額 二千八百九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年一月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十五年年度 長契阿下管三五〇〇一・B〇一 号 流域下水道指定管理者監督・評価業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年二月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 財団法人宮城県下水道公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 四千三百五万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十五年年度 長契阿下管三五〇〇一・二〇三 号 泉南浄化センター下水汚泥燃料化施設運転・維持管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部下水道課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年二月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立造船株式会社東北支社 仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号

五 契約金額 一億七千八百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した関係区画（工区）に付される
標高の名称

栗田郡美田町牛飼字八反七十七纏一、七十八纏
二、七十九纏一、八十纏一、八十一纏一、八十二
纏一、八十三纏一、八十四纏一、八十五纏一、八
十六纏一、八十七纏一、八十八纏一、八十九纏一、
九十纏一、九十一纏一、九十二纏一、九十三纏一、九
十四纏一、九十五纏一、九十六纏一、九十七纏一、九十八
纏一、九十九纏一、百纏一、百一纏一、百二纏一、百三纏一、
百四纏一及び九十一纏一の二端及び百四纏一及び百
纏及び七十七纏一、九十八纏一の水の如し給

株式会社ウニクスーパ－
株式会社ウニクスーパ－

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「必要と定める書類」を「別に定める書類」に改める。

第6条第1項中「令第6条第1項第3号」を「令第6条第3号」に、「をされている区間内に起点又は終点を有するもの」を「の道路又はその部分を通行する必要があるもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第8条第3項の許可証の交付を受けようとする者は、管轄する警察署長に対し施行規則第5条第1項の申請書2通を提出するほか、警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。
第6条第3項を削る。

第7条第3項及び第4項を次のように改める。

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、次により駐車しようとする場所を管轄する警察署長に対し様式第8号の駐車禁止解除許可申請書2通を提出するほか、警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。

4 前項の申請以外の簡易なもので、かつ、やむを得ない理由で駐車禁止解除許可申請書を提出でき

ないと認められるものについては、警察署、交番又は駐在所に口頭等で申請することができる。
第14条第8号を次のように改める。

(8) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のもに限る。）又は原動機付自転車（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業において使用されるものを除く。）（以下この号において「普通自動二輪車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該普通自動二輪車等に取り付けられることとされている標識及び当該標識に記載された番号を、当該普通自動二輪車等の後面に見やすいように表示すること。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区	間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成方馬合手橋地内岩手県境まで	
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで	
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで	
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで	
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで	
6	一般国道4号	名取市植松字人生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで	
7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市築館源光101番7先まで	
8	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで	
9	一般国道6号複線（38）	亶理郡山元町大平字新平88番地先から亶理郡山元町大平字新平98番3先まで	
10	一般国道6号（仙台東部道路）	亶理郡亶理町蓮隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで	
11	常磐自動車道	亶理郡山元町大平字新平110番7先から亶理郡亶理町蓮隈中泉字新田39番1先まで	

12	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から 気仙沼市松川149番先まで
13	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
14	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 登米市東和町米谷字岩の沢57番地先まで
15	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
16	一般国道47号(仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 黒川郡富谷町穀田字松葉55番12先まで
17	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
19	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
20	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田集地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
21	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原真山15番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
22	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
23	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 宮城郡利府町字新搦橋116番1先まで
24	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢乙字唱沢4番5先から 黒川郡大和町落合舞野字沙戸東95番3先まで
25	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
26	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町宮岡字志田町30番3先まで
27	主要地方道仙台台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
28	主要地方道仙台台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
29	主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
30	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
31	主要地方道塩釜亘理線	名取市関上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田1番2先まで

32	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から 亘理郡亘理町字旧館61番21先まで
33	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
34	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
35	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
36	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
37	主要地方道仙台南ノソウ一線	仙台市若林区今泉字二本西25番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで
38	主要地方道仙台南ノソウ一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
39	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から 塩竈市七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
40	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
41	主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
42	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
43	主要地方道亘理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
44	主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ樋3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
45	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
46	一般県道亘理ノソウ一線	亘理郡亘理町蓬隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町蓬隈牛袋字北新丁20番2先まで
47	一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市米公二丁目340番4先まで
48	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町膏谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧城66番1先まで
49	一般県道石巻港ノソウ一線	石巻市門脇字元明神1番1先から 奥松島市赤井字八反谷地50番1先まで
50	一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
51	市道土樋藤塚線(その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで

52	市道原町広回線（その2）	仙台市太白区長町三丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
53	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
54	市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
55	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
56	市道元寺小路福室線（その2）	仙台市宮城野区若竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
57	市道元寺小路福室線（その4）	仙台市宮城野区福室字国道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
58	市道鶴ヶ谷仙台港線（その3）	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目150番1先まで
59	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
60	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
61	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町5番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先（南東角）まで
62	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
63	市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上三丁目15番1先まで
64	市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
65	市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
66	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
67	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
68	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
69	町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字松崎70番1先まで
70	町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
71	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先（南西角）まで

72	臨港道路中央の頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先（南西角）から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
73	臨港道路の頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先（南東角）まで
74	臨港道路の頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先（南西角）から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
75	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
76	港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
77	港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号 削除

様式第8号(第7条関係)

(表)

駐車禁止解除許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所 申請者 氏名

(電話)

会社又は事業所の所在地	※特記事項		
会社又は事業所の名称	※特記事項	電話	※特記事項
車両の種類	登録番号		
駐車場所			
日 時	年 月 日	年 月 日	午前 時 分から
申請理由			

第 号

駐車禁止解除許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	1 駐車時間は、申請理由に要する必要最小限とすること。 2 法定の駐車禁止場所に駐車しないこと。 3 この許可証は、車両の前面の見やすい場所に掲出すること。 4 その他
-----	---

年 月 日

警察署長 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この許可証は、交付目的以外には使用しないこと。
- 2 有効期限を超過し、又は指定の内容に変更を生じたときは速やかに返納すること。
- 3 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。

備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

3 ※の部分には、申請者に同じときは、省略できるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第4項の改正規定並びに様式第8号の改正規定は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宮城県道路交通規則（以下「旧規則」という。）第6条第2項の規定により交付された歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章は、当該標章の有効期間が満了する日までの間は、改正後の宮城県道路交通規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定により交付された許可証とみなし、提示義務の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則様式第8号の駐車禁止解除許可証は、当該許可証の有効期間が満了する日までの間は、新規則様式第8号の駐車禁止解除許可証とみなす。